

松山市不妊に悩む方への特定治療支援事業の申請をされる方へ

(令和2年度版：要件緩和あり)

1. 不妊に悩む方への特定治療支援事業とは

不妊治療のうち、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）は、1回の治療費が高額であり、経済的負担が大きいことから十分な治療を受けることができず、子どもを持つことを諦めざるを得ない方も少なくありません。そのため、子どもを持ちたいと望む夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的として、特定不妊治療にかかった費用の全部または一部を助成します。

2. 対象となる夫婦は

- (1) 申請日現在、夫婦の一方または双方が松山市に住民登録のある夫婦
- (2) 治療開始時から申請日に至るまで、法律上の婚姻をしている夫婦
- (3) 指定医療機関で特定不妊治療や手術を伴う男性不妊治療を受けた夫婦
- (4) 治療開始日の妻の年齢が43歳未満の夫婦

【ご確認ください！】◆新型コロナウイルス感染防止のために治療を延期した場合の特例措置◆

特例措置の内容	要件(4)について、治療開始日の妻の年齢を43歳未満から44歳未満に引き上げます。
対象となる夫婦	妻の生年月日が昭和52年4月1日～昭和53年3月31日の夫婦

※対象となる治療には、要件があります。詳細はお問合せください。

※「新型コロナウイルス感染防止のために治療を延期した」ことに関する証明書等の添付は必要ありません。

※特例措置の延長等、変更がある場合は、ホームページなどでお知らせします。

- (5) 夫および妻の前年の所得（1月から5月までの申請については前々年の所得）の合計額が730万円未満の夫婦

※所得は年収とは異なります。

※この制度での所得は、医療費控除・障害者控除等を差し引いた額となります。次の確認表をご確認ください。

＜所得額確認表＞

		夫	妻	【所得額とは】
ア	所得額（収入金額から税法上の必要経費を引いた額）			サラリーマン等の給与所得のみの方は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」を確認してください。 自営業者等で確定申告をされている方は、確定申告書の「所得金額合計」を確認してください。 また、市民税・県民税額の決定通知書等その他の書類で確認する場合は、確認が必要な項目が異なりますので、お問合せください。
イ	児童手当法施行令第3条第1項の控除額	80,000	80,000	
ウ	雑損控除額			
エ	医療費控除額			
オ	小規模企業共済等掛金控除額			
カ	障害者控除額（普通）（該当者数×270,000円）			
キ	障害者控除額（特別）（該当者数×400,000円）			
ク	寡婦控除額（普通）（該当すれば270,000円）			
ケ	寡婦控除額（特別）（該当すれば350,000円）			
コ	勤労学生控除額（該当すれば270,000円）			
サ	イ～コの合計額			
シ	ア－サ（マイナスの場合は0）			
ス	シの夫婦の合計額			

※次の治療方法は、助成の対象とはなりません。

▷夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供による不妊治療。

▷代理母（妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）。

▷借り腹（夫婦の精子及び卵子は使用できるが妻が妊娠できない場合において、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）。

※次ページにつづく

3. 助成額は

保険適用外である特定不妊治療等にかかった費用に対して、1回の治療につき

A (新鮮胚移植)	15万円
B (採卵を伴う凍結胚移植)	20万円【松山市は独自に5万円増額しています】
C (以前に凍結した胚の移植)	7万5千円
D (移植のめどがたらず治療終了)	15万円
E (受精できず)	15万円
F (採卵したが卵が得られない等のため中止)	7万5千円
※初回治療(初めて助成金の申請をするとき)は、助成額を上限15万円まで追加(C・F除く)	
男性不妊治療(特定不妊治療のうち精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術)	15万円
※男性不妊治療での初回治療(初めて助成金の申請をするとき)に限り、上限30万円まで(C除く)	

4. 助成回数は

初回治療(初めて助成金の申請をするとき)の妻の治療開始年齢が40歳未満の場合は通算6回、40歳以上43歳未満は通算3回です。

(平成25年度以前から助成を受けている夫婦のうち、平成27年度までに通算5年間助成を受けている場合は対象外)

【ご確認ください!】◆新型コロナウイルス感染防止のために治療を延期した場合の特例措置◆

特例措置	対象
通算3回	妻の生年月日が昭和52年4月1日~昭和53年3月31日の夫婦
通算6回	妻の生年月日が昭和55年4月1日~昭和56年3月31日の夫婦

※対象となる治療には、要件があります。詳細はお問合せください。

※「新型コロナウイルス感染防止のために治療を延期した」ことに関する証明書等の添付は必要ありません。

※特例措置の延長等、変更がある場合は、ホームページなどでお知らせします。

5. 申請は

特定不妊治療の終了した日の属する年度内(3月末まで)に、下記必要書類を松山市保健所健康づくり推進課にご提出ください。

※治療が3月末に終了する等の理由により、期間内に申請できない場合、必ず3月中に事前にご連絡ください。

※治療内容により「治療が終了した日」が異なります。治療を行った医療機関で必ずご確認ください。特に、3月中に治療がある場合はお気を付けください。3月末までに治療が終了したものは、翌年度の4月以降に申請をお受付することができませんので、ご注意ください。

令和3年3月31日までの申請が対象です。

※次ページにつづく

6. 必要書類

- 1) 不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書兼同意書（様式第1号）
※ご夫婦それぞれのご印鑑は別のものにしてください（スタンプ印は不可）。
※必ず裏面（同意内容等）もご確認ください。
- 2) 不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書（様式第2号）
※主治医に記入をご依頼ください。
- 3) 法律上の婚姻関係にあることを証明できる書類（戸籍謄本 全部事項証明）
※年度内に取得したものを既に提出されている場合は、年度内の次回申請時には提出不要です。
- 4) ご夫婦それぞれの市県民税課税（非課税）証明書（原本）
※以下の「マイナンバー（個人番号）に関する書類」をご提出いただいた場合、
マイナンバー制度の情報連携により、提出が省略できます。
【マイナンバー（個人番号）に関する書類】
▶マイナンバー確認書類（ご夫婦それぞれのもが必要です。）
マイナンバーカード（個人番号カード）裏面、通知カード、マイナンバー記載のある住民票等
▶本人確認書類（来所者のもの）
（1点でよいもの）顔写真付きの官公署発行の書類（運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、マイナンバーカード（表面）など）
（2点確認が必要なもの）顔写真なしの官公署から発行された書類（健康保険証、各種医療受給者証、年金手帳、児童扶養手当証書など）
▶委任状
申請者以外の方が来所される場合にのみ必要です。
- 5) 特定不妊治療を受けた医療機関が発行した領収書・明細書の原本
※受診等証明書に記載されている治療期間・金額分のもものが全て必要です。
※領収書で診療内容が確認できない場合は、併せて明細書のご提出をお願いします。
※原本は、こちらでコピーを取った上、お返ししますので、医療費控除の確定申告を予定されている方はお使いいただけます。なお、確定申告の詳細については、税務署にお問合せください。
- 6) 請求書
※領収書の合計金額（合計金額が「3. 助成額は」の上限額以上の場合は、その上限額）をご記入ください。領収書の合計金額と受診等証明書の金額が合わない等、記入金額が不明の場合は、申請時にご確認ください。



■来所の際には、ご夫婦それぞれのご印鑑をお持ちください。

7. 窓口のご案内

【申請先・お問合せ先】

松山市保健所 健康づくり推進課
健康支援担当

〒790-0813

松山市萱町6丁目30番地5

松山市保健所・消防合同庁舎1階

TEL:089-911-1870

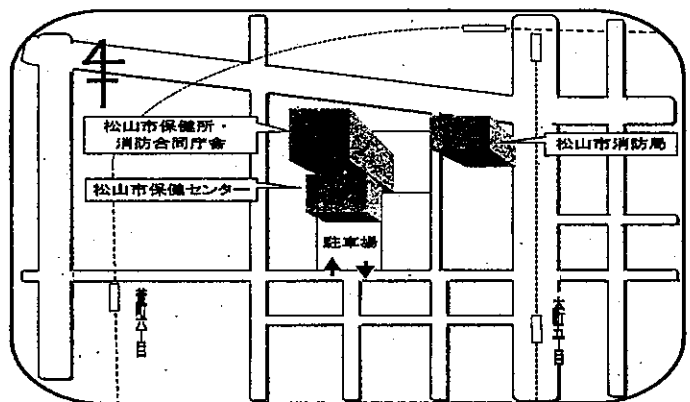
FAX:089-925-0230

E-mail:

kenkou@city.matsuyama.ehime.jp

開庁時間:平日 8:30~17:15

(土日・祝日・年末年始を除く。)

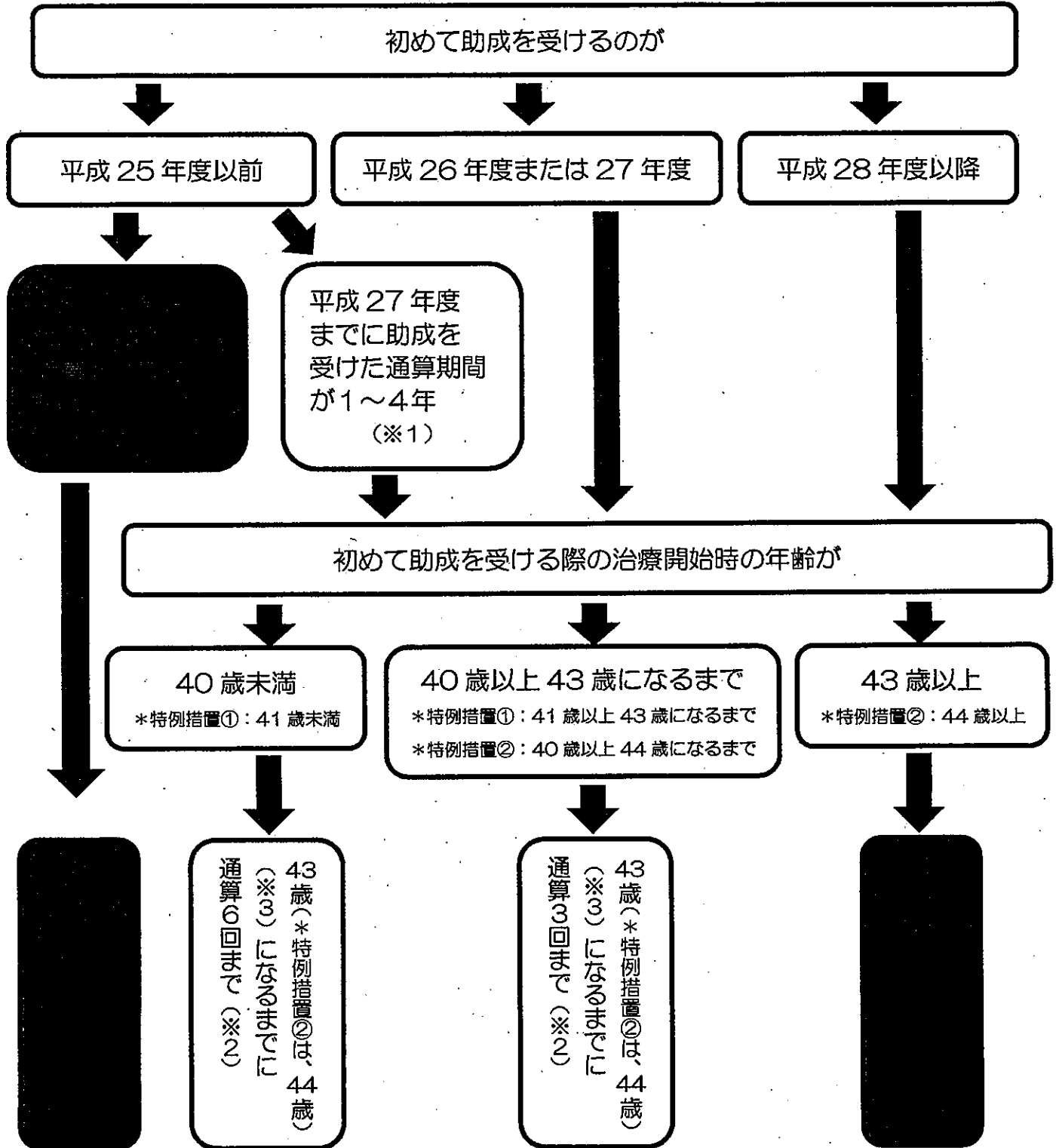


～ご不明なことがありましたらお気軽にお問合せください～

【ご確認ください】

令和2年度版

通算助成早見表



- ※1 助成を受けなかった年度は通算期間に含みません。
- ※2 これまでに助成を受けた回数も通算されます。
- ※3 妻の治療開始日の年齢です。

* 特例措置対象

- ①妻の生年月日が昭和55年4月1日～昭和56年3月31日の夫婦 (41歳未満)
- ②妻の生年月日が昭和52年4月1日～昭和53年3月31日の夫婦 (44歳未満)